

少 乙 達 第 1 6 号
地 乙 達 第 2 0 号
捜 一 乙 達 第 2 5 号
平成 2 0 年 3 月 1 7 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

児童虐待事案にかかる報告様式の一部改正について（通達）

- 対号 1 平成18年10月10日付け少乙達第32号、捜一乙達第67号「児童虐待事案の報告について（通達）」
対号 2 平成19年6月1日付け少乙達第17号「児童虐待事案にかかる報告様式の改正について（通達）」

標記の件については、対号に基づき報告を求めてきたところであるが、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第10条に基づく援助要請事案の報告様式について、下記のとおり改正することとしたので、各所属においては、周知徹底の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

- 1 新様式
児童虐待の防止等に関する法律第10条に基づく援助要請事案報告書(別記様式第3号)
- 2 報告対象事案
児童虐待防止法第10条に基づき、児童相談所長等から警察署長に援助を求められた事案とする。
なお、同一事案について、複数回の援助を求められた場合は、その都度報告するものとする。
また、一時保護された児童について保護者がその引渡しを執ように求める場合や、児童虐待防止法第12条に基づき面会又は通信の制限を受けた保護者が、児童との面会等を執ように求める場合などについても、児童虐待防止法第10条に準じた対応をすることが適当であると解されていることから、これらの場合に援助を求められた事案も報告対象とする。
- 3 報告内容
新様式により、必要事項を記載するとともに、児童相談所長から警察署長あての援助要請依頼書の写しを添付すること。
- 4 報告要領
(1) 児童相談所長等から警察署長に援助を要請された都度、援助要請依頼書とともに報告すること。

(2) 警察署長に、電話又は口頭で緊急の援助が要請された場合は、援助の実施後、速やかに援助要請依頼書の提供を受け、新様式に添付すること。

企画指導係(3071)